

平成19年9月甲良町議会定例会会議録

平成19年9月4日（火曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|-----|--------|-------------------------------------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | 認定第1号 | 平成18年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第4 | 認定第2号 | 平成18年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第5 | 認定第3号 | 平成18年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第6 | 認定第4号 | 平成18年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第7 | 認定第5号 | 平成18年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第8 | 認定第6号 | 平成18年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第9 | 認定第7号 | 平成18年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第10 | 認定第8号 | 平成18年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第11 | 認定第9号 | 平成18年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について |
| 第12 | 議案第38号 | 平成19年度甲良町一般会計補正予算（第2号） |
| 第13 | 議案第39号 | 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 第14 | 議案第40号 | 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第15 | 議案第41号 | 町道の認定について |
| 第16 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて |
| 第17 | 同意第1号 | 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて |
| 第18 | 同意第2号 | 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて |

第19 同意第3号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めること
について

◎会議に出席した議員（14名）

1番	山田 壽一	2番	奥山 豊
3番	河上 達次郎	4番	中田 要治
5番	西澤 伸明	6番	藤堂 与三郎
7番	北川 孫之丞	8番	田中 清勝
9番	川副 兵右衛門	10番	大町 善士雄
11番	池田 幸夫	12番	大野 與一
13番	宮本 一起	14番	北川 豊昭

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	山崎 義勝	教育長	藤原 新祐
総務主監	野瀬 喜久男	会計管理者	橋本 敏治
保健福祉主監	山崎 義幸	産業振興主監	中山 進
建設水道主監	茶木 朝雄	人権主監	村田 和久廣
総務課長	山本 貢造		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大橋 久和	書記	宝来 正恵
------	-------	----	-------

(午後 1時34分 開会)

○北川議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成19年9月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 西澤君および6番 藤堂君を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの18日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○北川議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会会期は、本日から9月21日までの18日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○山崎町長 本日、平成19年9月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案説明の前に、若干の行政報告をいたします。

平成19年度は、4月に本庁組織の機構改革を行い、それぞれのセクションで重点施策をはじめとする各種事業が本格始動をしているところであります。

さて、既に広報等でご承知のとおり、甲良町で水と緑を活かし、住民ぐるみで進め、せせらぎ遊園のまちづくりに取り組んできた結果、去る3月28日は農業農村整備優良地区コンクールにおいて、本町が農林水産大臣賞を、また、にぎわいのある農村をみんなで守り育てようと今年度から始まった、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策において、のり面保護と農村景観向上として被覆植物による緑の回廊づくり、また、竹炭による水質浄化の取り組みが評価され、世代をつなぐ尼子協議会が7月28日に滋賀県知事賞を受賞されました。

これらの基盤をベースとした本町の重点施策であるふるさと交流村構想で

ありますが、基本は農業振興・農村活性化への取り組みを進めるための方策であります。この8月2日に議会全員協議会でご説明申し上げた地域振興計画、農業振興計画、拠点施設基本計画の3つの計画を早期に取りまとめ、具体的方策や施策について、各般、各機関との調整・協議を進めてまいりたいと考えています。

議員各位におかれましても、引き続きご意見・ご提言をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

認定第1号から認定第9号は、平成18年度甲良町一般会計および8特別会計・企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

平成18年度は、真に必要とされる施策への財源の計画的、重点配分により施策を行い、その主な成果といたしましては、1、まちづくり施策として、各集落の地域自治振興事業の推進、2、青少年育成・子育て支援施策として、子育て支援センターの開設、児童クラブの運営、ブックスタート事業、3、福祉施策として、心身障害者医療費助成事業、在宅高齢者介護用品支給事業補助金、4、農業農村振興施策として、地域農産物開発事業補助金、土地利用型農業活性化推進事業補助金、5、教育・文化振興施策として、小中学校少人数障害児加配教員設置事業、中学生海外派遣研修事業、6、観光施策として、せせらぎ夏まつり事業、せせらぎウオーキング事業、7、環境施策として、下水道事業の推進、公営改良住宅水洗化事業、環境美化推進事業、8、安心安全のまちづくりとして、各集落一時避難所施設耐震診断業務、町防災計画見直し業務、国民保護計画策定業務、9、公共事業として、公営住宅建設事業、町道新設改良事業など、あらゆる分野において諸事業の推進を図ってまいりました。

また、財政面では、普通会計における決算額を前年度と比較しますと、歳入総額が35億5,619万7,000円で、12.7%の減、歳出総額が34億4,571万1,000円で、12.8%の減となっております。実質収支は1億283万円、実質収支比率は4.8%、単年度収支は618万5,000の黒字となりました。

財政の硬直化を示す経常収支比率は90.7%となり、前年度を1ポイント上回りました。そのうち、0.9ポイント増については、平成18年度決算から下水道会計への繰り出し基準が変更されたことによるもので、それ以外の従来算定分では0.1ポイント増にとどまっております。

従来算定分については、歳入面で経常収入である町税と地方譲与税が合わせて3,300万円の増額になりましたが、普通交付税が約3,500万円

の減、臨時財政対策債が約1,500万円の減額となり、全体では約2,200万円の減額となりました。

これに対し歳出面の経常経費では、物件費で約2,500万円の減、公債費で約700万円の減と、経常経費全体では、約1,500万円の経費削減が図られたため、経常収支比率の上昇は最小限で抑えることができました。今後も引き続き改革を断行することで、比率の上昇を抑制しなければなりません。

公債費比率につきましては、対前年1.6ポイント減少し、10.8%、地方債許可制限比率につきましても、対前年0.7ポイント減少し、7.2%、実質公債費比率につきましては、対前年0.4ポイント上昇し、13.2%になりました。

また、地方債現在高比率につきましては、対前年10.3ポイント減少し、210.4%になりました。

なお、地方債現在高につきましては、対前年2億2,777万5,000円減の45億735万9,000円となりました。そして、積立金現在高につきましては、対前年1億2,184万5,000円増の9億6,822万1,000円となり、2年連続で基金の増額を図ることができました。

今後の財政運営におきましては、引き続き歳入歳出一体の改革により、さらに厳しい財政状況となることから、集中改革プランに掲げました改革方針に基づき、新たな収入財源の確保、徹底した歳出全般の見直しを図ることにより、効率的な行財政運営に取り組む所存であります。

次に、議案第38号は、平成19年度甲良町一般会計補正予算（第2号）で、6,288万2,000円を増額し、補正後の予算額を32億7,105万3,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、4月1日付の人事異動や機構改革に伴う人件費の補正で、総務管理費、社会福祉費では、住民課が廃止され、総務課と税務課に統合されたことによるものでございます。児童福祉費、農業費では、子育て支援施策や農業振興施策を推進するための人件費の増額補正でございます。人件費以外の補正につきましては、農業費で、集落営農ステップアップ実践補助金の増額、土木管理費で、町耐震改修促進計画策定業務の補正でございます。

議案第39号は、平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、3,950万3,000円を増額し、補正後の予算額を9億6,266万8,000円とするものでございます。

主な内容としましては、後期高齢者医療制度創設に伴うシステム改修、また、過年度補助金の精算に伴う還付によるものでございます。

議案第40号は、平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、200万円を増額し、補正後の予算額を6億1,297万7,000円とするものでございます。

主な内容としましては、自治会施設水洗便所改修等補助金の創設によるものでございます。

議案第41号は、町道の認定につき、議決を求めるものでございます。

諮問第1号は、任期満了に伴う、人権擁護委員候補者を推せんするにつき、同意を求めるものでございます。

同意第1号は、任期満了に伴う、甲良町教育委員会委員の任命につき、再任の同意を求めるものでございます。

同意第2号は、欠員に伴う、甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めるものでございます。

同意第3号は、任期満了に伴う、甲良町公平委員会委員の選任につき、再任の同意を求めるものでございます。

以上、簡単でございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決、ご承認等を賜りますようお願い申し上げます。

○北川議長 日程第3 認定第1号から日程第11 認定第9号までの9議案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 認定第1号 平成18年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 平成18年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 平成18年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 平成18年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 平成18年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 平成18年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号 平成18年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第8号 平成18年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第9号 平成18年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

上記の議案を提出する。

平成19年9月4日。

甲良町長。

○北川議長 認定第1号から認定第8号までは会計管理者、認定第9号は建設水道主監において順次説明を求めます。

会計管理者。

○橋本会計管理者 それでは、認定第1号から認定第8号までの、平成18年度各会計決算認定についてのご説明をさせていただきます。

まず、説明に入る前にお願いをいたしておきます。歳入につきましては、調定額と収入済み額が同額の場合は、収入済み額のみのご説明をさせていただきます。歳出につきましては支出済み額のみをご説明いたしますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、認定第1号 平成18年度甲良町一般会計決算書でございます。お開きをいただきたいと思います。

歳入歳出予算額は、ともに34億4,836万9,000円、歳入決算額は34億2,644万7,040円、歳出決算額は33億1,614万6,704円、歳入歳出差引残額は1億1,030万、336円でございます。うち、翌年度繰越財源が765万6,000円でございますので、実質残額は1億264万4,336円でございます。

それでは、内容につきましては、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 町税、調定額9億1,668万2,035円、収入済み額8億7,100万9,397円、不納欠損額が241万3,136円、収入未済額が4,325万9,502円でございます。2款 地方譲与税、収入済み額でございますが、1億544万2,529円、3款 利子割交付金240万4,000円、4款 配当割交付金234万8,000円、5款 株式等譲渡所得割交付金216万6,000円、6款 地方消費税交付金6,242万8,000円、7款 自動車取得税交付金3,019万7,000円、8款 地方特例交付金1,993万1,000円、9款 地方交付税14億3,036万2,000円、10款 交通安全対策特別交付金166万7,000円でございます。11款 分担金及び負担金、調定額5,694万9,833円、収入済み額5,509万411円、

収入未済額が185万9,422円でございます。12款 使用料及び手数料、調定額5,878万8,176円、収入済み額4,029万8,475円、収入未済額1,848万9,701円でございます。13款 国庫支出金、調定額1億5,020万2,714円、収入済み額1億3,520万2,714円、収入未済額が1,500万円でございます。14款 県支出金、収入済み額1億7,353万1,960円、15款 財産収入、調定額899万7,070円、収入済み額814万7,070円で、収入未済額が85万円でございます。16款 寄付金、収入済み額345万5,800円、17款 繰入金、収入済み額3,692万4,979円、18款 繰越金1億2,372万7,069円でございます。19款 諸収入、調定額9,697万3,336円、収入済み額9,681万3,636円、収入未済額が15万9,700円でございます。20款 町債、収入済み額2億2,530万円でございます。歳入合計につきましては、予算現額が34億4,836万9,000円、調定額35億847万8,501円、収入済み額34億2,644万7,040円、不納欠損額が241万3,136円、収入未済額が7,961万8,325円でございます。

続きまして、歳出でございます。1款 議会費、支出済み額、6,796万6,856円、2款 総務費6億5,040万5,610円、3款 民生費8億6,178万7,591円、翌年度繰越額が1,500万円でございます。4款 衛生費3億5,003万155円、5款 労働費788万7,002円、6款 農林水産業費8,184万3,754円、翌年度繰越額が765万6,000円でございます。7款 商工費3,593万201円、8款 土木費2億3,551万318円、9款 消防費1億496万3,101円、10款 教育費3億5,690万9,210円、11款 災害復旧費は支出ございません。12款 公債費4億4,811万7,417円、13款 諸支出金1億1,479万5,489円、14款 予備費、支出ございません。歳出合計でございます。予算現額については歳入と同額でございます。支出済み額33億1,614万6,704円、翌年度繰越額2,265万6,000円、不用額が1億956万6,296円でございます。

続きまして、認定第2号 甲良町国民健康保険特別会計決算書でございます。ウグイス色のペーパーでございます。

歳入歳出予算額は、ともに8億5,678万3,000円でございます。歳入決算額につきましては、8億2,688万3,322円、歳出決算額につきましては、8億438万7,689円、歳入歳出差引残額は2,249万5,633円、うち、翌年度繰越財源はございませんので、実質残額

は2, 249万5, 633円でございます。

内容につきましては、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 国民健康保険税、調定額2億5, 743万4, 436円、収入済み額2億1, 157万1, 231円、不納欠損額が129万900円、収入未済額4, 457万2, 305円でございます。2款 使用料及び手数料、収入済み額1万5, 200円、3款 国庫支出金2億7, 790万9, 561円、4款 療養給付費交付金1億3, 042万4, 000円、5款 県支出金5, 428万9, 845円、6款 共同事業交付金5, 851万577円、7款 財産収入6万1, 231円、8款 繰入金8, 461万3, 140円、9款 繰越金618万287円、10款 諸収入330万8, 250円、歳入合計でございます。予算現額8億5, 678万3, 000円、調定額8億7, 274万6, 527円、収入済み額8億2, 688万3, 322円、不納欠損額が129万900円、収入未済額が4, 457万2, 305円でございます。

続いて、歳出でございます。1款 総務費、支出済み額3, 025万7, 501円、2款 保険給付費5億813万1, 888円、3款 老人保健拠出金1億4, 895万1, 765円、4款 介護保険納付金4, 929万3, 538円、5款 共同事業拠出金5, 596万4, 317円、6款 保健施設費561万847円、7款 基金積立金6万1, 231円、8款 諸支出金588万5, 316円、6款 公債費23万1, 286円、10款 予備費についてはゼロでございます。歳出合計につきまして、予算現額8億5, 678万3, 000円、支出済み額8億438万7, 689円、不用額が5, 239万5, 311円でございます。

続きまして、認定第3号 甲良町老人保健医療事業特別会計決算書でございます。赤色のペーパーでございます。

歳入歳出予算額は、ともに7億7, 784万円、歳入決算額は7億6, 430万8, 331円、歳出決算額は7億6, 419万9, 206円、歳入歳出差引残額は10万9, 125円、うち、翌年度繰越財源はございませんので、実質残額は同額の10万9, 125円でございます。

内容につきましては、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 支払基金交付金、収入済み額4億737万8, 000円、2款 国庫支出金2億1, 586万6, 141円、3款 県支出金5, 713万2, 462円、4款 繰入金5, 964万円、5款 繰越金1, 917万6, 467円、6款 諸収入511万5, 261円、歳入合計でございます。予算現額7億7, 784万円、調定額、収入済み額は同額の7億6, 430万8, 331円でございます。

続いて、歳出でございます。1款 総務費、支出済み額51万1,906円、2款 医療諸費7億5,112万7,393円、3款 諸支出金1,255万9,907円、4款 公債費、6款 予備費は、ともに支出はございません。歳出合計であります。予算現額7億7,784万円、支出済み額7億6,419万9,206円、不用額1,364万794円でございます。

続きまして、認定第4号 甲良町下水道事業特別会計決算書でございます。水色のペーパーでございます。

歳入歳出予算額は、ともに8億9,731万2,000円、歳入決算額は7億4,915万3,497円、歳出決算額は7億3,127万4,941円、歳入歳出差引残額は1,787万8,556円、うち、翌年度繰越財源が1,198万でございますので、実質残額は589万8,556円でございます。

内容につきましては、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 国庫支出金、調定額2億2,800万円、収入済み額1億6,500万円、収入未済額が6,300万円でございます。2款 繰入金、収入済み額1億2,731万6,000円、3款 諸収入1,594万1,097円、4款 町債、調定額3億9,370万円、収入済み額3億3,150万円、収入未済額が6,220万円でございます。5款 繰越金、収入済み額1,099万195円、6款 財産収入49万5,645円、7款 使用料及び手数料、調定額5,581万3,400円、収入済み額5,389万8,260円、収入未済額191万5,140円でございます。8款 分担金及び負担金、調定額5,395万6,000円、収入済み額4,401万2,300円、収入未済額994万3,700円、歳入合計であります。予算現額8億9,731万2,000円、調定額8億8,621万2,337円、収入済み額7億4,915万3,497円、収入未済額が1億3,705万8,840円でございます。

続いて、歳出でございます。1款 総務費8,168万1,765円、2款 下水道事業費4億5,059万5,686円、翌年度繰越額が1億3,718万円でございます。3款 公債費1億9,899万7,490円、4款 予備費、支出はございません。歳出合計は予算現額8億9,731万2,000円、支出済み額7億3,127万4,941円、翌年度繰越額が1億3,718万円、不用額が2,885万7,059円でございます。

続きまして、認定第5号 甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算書でございます。黄色のペーパーでございます。

歳入歳出予算額は、ともに1億4,113万7,000円、歳入決算額は1億3,609万1,683円、歳出決算額は1億3,603万2,491円

で、歳入歳出差引残額は5万9,192円であり、うち、翌年度繰越財源はございませんので、実質残額は、同額の5万9,192円でございます。

内容については、1ページをお開きをいただきたいと思います。

1款 県支出金、収入済み額1,516万8,000円、2款 繰入金3,997万7,954円、3款 財産収入16万3,973円、4款 諸収入、調定額2億4,873万7,447円、収入済み額8,072万2,564円、収入未済額1億6,801万4,883円でございます。5款 繰越金、収入済み額5万9,192円でございます。歳入合計につきましては、予算現額1億4,113万7,000円、調定額3億410万6,566円、収入済み額1億3,609万1,683円、収入未済額が1億6,801万4,883円でございます。

続いて、歳出でございます。1款 総務費933万822円、2款 公債費1億2,670万1,669円、3款 予備費については支出はございません。歳出合計、予算現額1億4,113万7,000円、支出済み額1億3,603万2,491円、不用額が510万4,509円でございます。

続きまして、認定第6号 甲良町土地取得造成事業特別会計決算書でございます。オレンジ色のペーパーでございます。

歳入歳出予算額は、ともに2,038万2,000円でございます。歳入決算額は2,038万231円、歳出決算額は2,037万9,900円、歳入歳出差引残額は331円であり、うち、翌年度繰越財源はゼロでございますので、実質残額は、同額の331円でございます。

内容につきましては、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 財産収入2,037万9,879円、2款 繰越金352円、3款 諸収入ゼロ、歳入合計、予算現額2,038万2,000円、調定額2,038万231円、収入済み額2,038万231円でございます。

続いて、歳出でございます。1款 公共事業用地取得事業費49万1,900円、2款 諸支出金1,988万8,000円、3款 予備費、支出はございません。歳出合計は予算現額2,038万2,000円、支出済み額2,037万9,900円、不用額は2,100円でございます。

続きまして、認定第7号 甲良町墓地公園事業特別会計決算書でございます。桃色のペーパーでございます。

歳入歳出予算額は、ともに1,223万9,000円、歳入決算額は1,223万8,996円、歳出決算額は1,211万1,906円、歳入歳出差引残額は12万7,090円であり、うち、翌年度繰越財源はゼロでありますので、実質残額は、同額の12万7,090円でございます。

内容につきましては、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 繰越金、収入済み額25万1,493円、2款 使用料及び手数料46万円、3款 諸収入4万円、4款 財産収入2万7,503円、5款 他会計借入金1,146万円であり、歳入合計は予算現額1,223万9,000円に対しまして、調定額、収入済み額は同額の1,223万8,996円でございます。

続いて、歳出でございます。1款 墓地公園管理費であります。18万2,053円、2款 公債費1,192万9,853円、3款 予備費は支出ございません。歳出合計は、予算現額1,223万9,000円、支出済み額1,211万1,906円、不用額が12万7,094円でございます。

続きまして、認定第8号 甲良町介護保険特別会計決算書でございます。薄水色のペーパーでございます。

歳入歳出予算額は、ともに4億7,689万円、歳入決算額は4億7,494万4,896円、歳出決算額は4億3,794万8,090円、歳入歳出差引残額は3,699万6,906円、うち翌年度繰越財源が337万2,000円でございますので、実質残額は3,362万4,806円でございます。

内容につきましては、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 保険料、調定額8,731万5,439円、収入済み額8,558万7,619円、不納欠損額24万8,020円、収入未済額147万9,800円、2款 使用料及び手数料、収入未済額3,900円、3款 国庫支出金、調定額1億361万7,500円、収入済み額1億278万9,500円、収入未済額が82万8,000円でございます。4款 支払基金交付金、収入済み額1億2,349万7,000円、5款 県支出金5,899万7,250円、6款 繰入金7,695万1,008円、7款 繰越金2,661万5,473円、8款 諸収入、調定額が88万2,524円、収入済み額が50万3,119円、収入未済額が37万9,405円、9款 財産収入であります。収入済み額が27円でございます。歳入合計であります。予算現額が4億7,689万円、調定額が4億7,788万121円、収入済み額4億7,494万4,896円、不納欠損額が24万8,020円、収入未済額268万7,205円でございます。

続いて、歳出でございます。1款 総務費、支出済み額2,367万4,353円、翌年度繰越額420万円でございます。2款 保険給付費3億9,624万4,345円、3款 地域支援事業費537万8,000円、4款 公債費、5款 基金積立金は、ともに支出はございません。6款 諸支

出金1,265万1,365円、7款 予備費の支出はございません。歳出合計でございます。予算現額4億7,689万円、支出済み額4億3,794万8,090円、翌年度繰越額420万円、不用額が3,474万1,910円でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。18年度、住民主体のまちづくり、また、人権尊重のまちづくりを推進してまいりましたところでございます。適切なお審査をいただきまして、各会計ともご承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

○北川議長 続いて、建設水道主監。

○茶木建設水道主監 それでは、認定第9号 平成18年度甲良町水道事業会計決算並びに事業報告書をご説明を申し上げます。

1 ページでございます。

平成18年度甲良町水道事業会計決算報告書。

1、収益的収入及び支出でございます。

収入の部で、第1款 水道事業収益、決算額で申し上げます。1億7,546万6,539円、支出、第1款 水道事業費、予算額1億7,907万円、決算額1億6,451万3,173円でございます。

3 ページでございます。

資本的収入及び支出。

収入の部でございます。第1款 資本的収入、予算額7,638万円、決算額9,224万4,611円、支出、第1款 資本的支出、予算額1億9,407万4,000円、決算額1億5,669万9,927円、地公法第26条の規定による繰越額1,000万円でございます。

下の米印でございますが、資本的収入が資本的支出に不足する額6,445万5,316円は、当年度消費税資本的収支調整額213万736円、過年度損益勘定留保資金3,137万5,601円、当年度損益勘定留保資金3,094万8,979円で補填をいたしました。

続きまして、6 ページでございます。

平成18年度甲良町水道事業会計損益計算書でございます。これは消費税抜きで計算をしております。

営業収益といたしまして1億5,609万8,261円、営業費用1億2,073万9,553円、差し引きいたしまして3,625万8,708円でございます。営業外費用といたしまして、1,076万1,444円、営業外費用の支出といたしまして3,819万7,788円、差し引きいたしまして2,743万6,344円の不足でございます。営業利益から差し引きいたしますと、経常利益882万2,364円でございます。

下の、当年度純利益といたしまして882万2,364円、前年度繰越利益剰余金6,133万330円、当年度未処分利益剰余金7,015万2,694円でございます。

次のページでございます。7ページでございます。

平成18年度甲良町水道事業会計剰余金計算書でございます。

利益剰余金の部でございますが、一番下でございます。7,015万2,694円でございます。資本的剰余金の部で翌年度繰越資本剰余金といたしまして18億245万5,166円でございます。

8ページでございます。

平成18年度甲良町水道事業会計剰余金処分計算書(案)でございます。

当年度未処分利益剰余金といたしまして7,015万2,694円から、処分額といたしまして、減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に1,000万円、翌年度繰越利益剰余金といたしまして4,015万2,694円でございます。

9ページでございます。

平成18年度甲良町水道事業会計貸借対照表でございます。

資産の部で、有形固定資産合計が34億3,155万7,510円ございまして、固定資産合計が34億3,166万4,810円でございます。流動資産といたしまして、現金預金が2億6,007万513円、未収金が6,135万5,193円、貯蔵品といたしまして277万6,770円で、流動資産合計が3億2,420万2,476円でございます。資産合計といたしまして37億5,586万7,286円でございます。

次に、負債の部でございますが、未払金、流動負債といたしまして、1,687万1,194円でございます。

資本の部でございますが、資本金といたしまして、自己資本金1億8,924万9,900円、借入資本金、企業債で15億1,562万6,332円ございまして、資本金合計が17億487万6,232円でございます。資本剰余金合計といたしまして18億245万5,166円でございます。利益剰余金合計といたしまして2億3,166万4,694円ございまして、負債資本合計が37億5,586万7,286円でございます。

続きまして、11ページの、甲良町水道事業報告書でございます。

総括事項といたしまして、甲良町上水道では、地方公営企業の目的である公共性を発揮するとともに、安全安心できる良質な水道水の供給を図りながら、施設の整備など、推進をしているものでございまして、平成18年度には下水道事業と並行して上水道の布設替工事を金屋、池寺、小川原工区で行

いまして、舗装復旧を長寺東工区で施工いたしました。これからも水道事業の方向として、安全で安心して利用できる安定した水道の構築をめざす取り組みを行います。

議会の議決事項でございますが、認定第10号でございますが、平成17年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について外2件でございます。

続きまして、13ページでございます。

2の工事でございますが、主な建設改良工事といたしまして、金屋下水道工事に伴う配水管布設替工事、第1工区ほか10件でございます。

3の業務でございます。業務量といたしまして、平成18年度給水人口が8,092人でございますが、年間の配水量が108万9,328立米でございます。有収水量といたしまして96万2,461立米でございます、有収率が88.35%でございます。

続きまして、15ページでございます。

事業収入に関する事項といたしまして、供給単価が、1立米当たり157円60銭、それから、給水単価でございますが、1立米当たり164円90銭でございます、収益的収支比率が79.9%でございます。

続きまして、17ページでございます。

企業債及び一時借入金でございますが、企業債が前年度末残高が15億6,533万6,109円、本年度借入額150万円、本年度償還額が5,120万9,777円でございます、本年度の残高が15億1,562万6,332円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○北川議長 会計管理者。

○橋本会計管理者 先ほど報告を申し上げた中で、1カ所だけ訂正を申し上げたいと思います。

認定第8号の歳出でございます。3ページであります、5款 基金積立金、支出はございませんと申し上げましたが、支出済み額27円でございますので、おわびを申し上げたいと思います。

○北川議長 質疑に先立ちまして、監査委員の藤堂君から、平成18年度甲良町各会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

藤堂君。

○藤堂議員 それでは、監査報告をさせていただきます。

甲良町長 山崎義勝様。

甲良町議会議長 北川豊昭様。

甲良町監査委員 川村覺、同じく甲良町監査委員 藤堂与三郎。

平成18年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成18年度甲良町一般会計及び特別会計・企業会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証拠書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

1、審査の概要。

期日、平成19年7月19日木曜日と20日金曜日の2日間です。

場所、甲良町役場2階議員控室。

3、審査の対象、1、甲良町一般会計、2、甲良町国民健康保険特別会計、3、甲良町老人保健医療事業特別会計、4、甲良町下水道事業特別会計、5、甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計、6、甲良町土地取得造成事業特別会計、7、甲良町墓地公園事業特別会計、8、甲良町介護保険特別会計、9、甲良町水道事業特別会計。

以上9会計で、その決算額は別冊のとおりです。

2、一般会計。

歳入決算額は34億2,644万7,000円、歳出決算額は33億1,614万7,000円で、差引残高は1億1,030万円となり、このうち平成19年度へ繰り越した事業に要する財源765万6,000円を差し引くと、実質残高は1億264万円の黒字で、翌年度へ繰り越した。

(1) 歳入。

歳入決算額は34億2,644万7,000円で、前年度と比べて6億7,688万円の減となっているが、主には地方交付税、県支出金と町債などの減によるものである。

歳入決算における自主財源構成比は32.0%と、前年度と比べて3.34ポイント低くなっている。これは、基金の取り崩しが大幅に減ったことによるものです。

自主財源の増減確保は困難であるが、税や使用料を確実に徴収することと、課税漏れをなくすことを徹底し、収入確保に最大限の努力をされたい。

収入未済額(滞納)の状況を見てみると、1、町税は不納欠損処分を241万3,000円して、4,326万円で、89万4,000円の減。

2、老人保護施設措置費個人負担金は121万3,000円で、前年度と同額。

3、保育料は64万6,000円で、14万4,000円の増。

4、幼稚園使用料は2万2,000円で、2万5,000円の減。

5、住宅使用料は1,846万7,000円で、145万6,000円の増。

6、不動産売払収入は85万円で、前年度と同額。

7、学校・園給食費は16万円で、3万3,000円の減。

合わせると6,461万8,000円となり、前年度と比べて70万7,000円増えている。

税の滞納分の徴収率は、県下で1位ということは高く評価するが、全体として滞納額が増加の傾向にあるため、より一層徴収努力を願いたい。今後は、税源移譲で町の徴収額がさらに増え、みずからの力で徴収する能力が求められる。平成19年4月から設置の甲良町徴収対策推進本部をフル活用し、口座引き落とし等不納時に即時対応できるような体制の確保をし、延滞理由の課題分析を的確に判断して、より早く対応できるように、また、法に基づいた滞納整理を進めていただきたい。

税収の増や特別交付税が昨年並みを確保できたことにより、基金に積み立てることができたが、数年後にはその予算も組めなくなることが予想されるため、引き続き増収に努められたい。

(2) 歳出。

歳出決算額は33億1,614万7,000円で、前年度と比べて6億6,345万3,000円の減となっているが、主には総務費及び教育費などの減によるものである。

予算額に対する執行額は96.2%であるが、翌年度へ繰り越して事業執行する繰越明許費繰越額2,265万6,000円を控除した執行率は96.8%である。

普通会計ベースによる公債費比率は10.8%と、前年度より1.6ポイント低くなり、地方債許可制限比率は7.2%と、前年度より0.7ポイント低くなり、地方債現在高比率は210.4%と、前年度より10.3ポイント低くなった。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は90.7%で、前年度と比べて1.0ポイント高くなり、三位一体改革による影響も大きいだが、財政の硬直化が進んでいると言わざるを得ない。人件費は、構成比が高いため、引き続き人員の削減、適正化を求める。また、今後も経常経費の抑制に努められたい。

3、特別会計・企業会計。

(1) 国民健康保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が8億2,688万3,000円、歳出が8億4,38万8,000円、差し引き2,249万5,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

保健福祉課と連携し、病気の早期発見、早期治療、多重受診者への訪問や日常生活での運動など、予防的な内容で医療費の抑制になることを期待する。

なお、国民健康保険税において、収入未済額（滞納）は、不納欠損額の129万1,000円を除いても、前年度より323万8,000円増え、4,457万2,000円となっている。今後も厳しい対応と実効ある滞納整理を求める。

（2）老人保健医療事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が7億6,430万8,000円、歳出が7億6,419万9,000円、差し引き10万9,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

レセプト点検により、資格関係142件で677万4,000円、診療内容297件で241万4,000円の成果があるが、今後もさらに医療費の抑制、とりわけ多受信や不正請求の防止、指導に努められたい。

（3）下水道事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が7億4,915万3,000円、歳出が7億3,127万5,000円、差し引き1,787万8,000円の残額のうち、翌年度繰越財源1,198万円を引いた589万8,000円を翌年度へ繰り越した。

使用料及び分担金において収入未済額（滞納）が1,185万9,000円となり、前年に比べて222万9,000円増えた。内金の処理等をするなどして、時効中断の措置をとり、確実な徴収事務を執行されたい。

下水道の普及率94.9%に比べ、水洗化率が49.1%と低いことから、引き続き水洗化率の向上に向けて方策の検討を図られたい。

（4）住宅新築資金等貸付事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が1億3,609万1,000円、歳出が1億3,603万2,000円、差し引き5万9,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

貸付金の元利収入の収納率が0.5ポイント下がった。これは、繰上償還をされる方が少なくなったのも1つの原因とのことである。

収入未済額（滞納）は1億6,801万4,000円で、148万5,000円増加している。きっちりと返済している方々を考えると、滞納をそのまま放置することは許されないことである。今後は法的措置をとるなど創意工夫して滞納に歯どめをかけるべきである。

（5）土地取得造成事業特別会計。

本会計決算は、歳入が2,038万円、歳出が2,038万円、差し引き331円の残額は翌年度へ繰り越した。

呉竹11カ所、長寺2カ所の処理を進め、899.55平方メートルの処分をしたが、残る土地についても早急に処分をし、土地代金の回収と固定資

産税の賦課に努められたい。

なお、いまだに占有された土地がある。管理の強化を図り、回復・改善を求める。

(6) 墓地公園事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が1,223万9,000円、歳出が1,211万2,000円、差し引き12万7,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

整備された墓地396基中、現在185基の処分で、その率46.7%で、広報紙への掲載やインターネットにより町外の方にも販路を拡大されていることは期待しているが、今後はさらに新たな方策を検討し、早急に処分をされるよう望みます。

(7) 介護保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が4億7,494万5,000円、歳出が4億3,794万8,000円、差し引き3,699万7,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

要支援、要介護1の軽度の方が約半数を占めている。地域サロンや筋力向上トレーニング・転倒防止教室などの介護予防事業に積極的に参加を呼びかけ、高齢者の健康づくりに務めていただきたい。また、入所予防についても何らかの対策を講じられたい。

収入未済額（滞納）は148万円で、前年に比べて8万円増えている。きめ細やかに訪問し、納付義務を理解してもらうとともに徴収に努められたい。

(8) 水道事業会計。

本会計決算の損益計算書において、収入の営業収益は1億5,699万8,000円、営業外収益は1,076万1,000円、支出の営業費用は1億2,073万9,000円、営業外費用は3,819万7,000円、差し引き882万2,000円は当年度純利益となり、前年度繰越剰余金6,133万円を合わせると、当年度未処分利益剰余金は7,015万2,000円となる。

そのうち、減債積立金に2,000万円を、建設改良積立金に1,000万円を処分することから、翌年度繰越利益剰余金は4,015万2,000円となる。

石綿管の更新が進むにつれて、有収率が88.4%、前年84.6%で、3.8ポイント上がった。漏水件数も減少し、水道水の安定した供給に取り組むことができた。今後もその努力を怠らず、不正取水の再発防止に最善を尽くされたい。

収入未済額（滞納）は4,258万9,000円で、前年度に比べても157万1,000円減ったが、今後も徴収体制を改め、悪質滞納者へは給水停止

処分を含めて厳しい対応を求めます。

結論。

平成18年度甲良町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について審査した結果、決算の計数は正確であり、予算の執行及び財産の管理については適正に処理されていると認められた。

また、基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

国の三位一体改革や、県の財政危機回避のための構造改革により厳しい収入不足に見舞われたが、事務事業の見直し等による歳出削減の効果もあって、基金の取り崩しは免れた。

町の将来像とする、「心かよい、人がきらめく、せせらぎ遊園のまち 甲良」をめざし、地域振興事業、公営住宅建設事業、公営改良住宅水洗化事業、小中学校少人数・障害児加配教員設置事業、高齢者筋力トレーニング事業、配食サービス事業、地域サロン事業、共同作業所運営事業、子育て支援センター・児童クラブ運営事業、観光PRガイド設置事業、せせらぎ夏まつり事業、環境美化推進員設置事業等々、あらゆる分野において成果を上げた。

しかし、脆弱な財政基盤で、自主財源に乏しく、多くは依存財源に頼っている。中でも地方債の現在高は総額105億1,944万2,000円で、4,836万7,000円の減額になったが、依然として大きな借金を抱えている。

また、徴収金の滞納状況は、前年度より648万9,000円増え、3億3,351万3,000円となった。前年との増減額を比較すると減額となるが、累積額は毎年最高額を塗りかえている。

その推移は次のとおりである。推移額は省略をしますので、お目通しを願います。

滞納については、徴収努力は見られるものの、ほとんどの会計が増加傾向にある。滞納状況を精査し、町長以下関係職員の滞納整理の努力、確固たる姿勢と熱意、責任ある実行を求める。

現在の行財政運営を継続していくと、あと数年で赤字に転落するという危機感を持つべきである。

特に人件費は、依然20%を超えているため、職員定数の適正化に努めるなど、抜本的な改革をすべきで、行政運営のスリム化に向けた努力が必要である。

また、特別会計への助成金、出資金、操出金については、各会計の目的を十分勘案の上、会計ごとに独立採算がとれるように指導し、的確に処理すること。

この財政危機を回避するため、平成18年3月に策定した甲良町集中改革プランに沿って、職員が一丸となって、町政全般にわたり合理化と経費の節減に努め、事業の執行にあたってはむだのないよう行われることを切望して、平成18年度決算審査の意見の結びといたします。

なお、金額は千円単位とし、そのために差異が生じる場合がある。比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入いたしました。

以上です。

○北川議長 決算審査の報告が終わりましたので、ただいま議題となっております、認定第1号から第9号までの9議案につきまして、質疑を許します。質疑はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 5番 西澤です。

一般会計及び8の特別会計の中で、とりわけ私は、過去に行われた同和対策事業、これの乱脈、また不公平な事業の象徴として、また、それが集中的にあらわれている問題として土地造成の特別会計についての質問を4つ、続けますのでよろしくお願いいたします。

それは、1つ目ですが、住民監査請求が出されて、その結果が出されました。その結果では51カ所、約1万6,000平米であります。その起点から18年度末においては、残は何カ所、筆でいいますと以前の山崎太美課長が答弁されているとおり、100筆以上あるということであるようですので、箇所が結構です。現在、18年度末で何カ所何平米になったのか、これが1点目です。

2つ目は、なぜこうまで大量に分譲地が残ってしまったのか。この点について、結果でありますから、なぜというところで担当課ではどういう総括をされているのか。どこまで到達をしているのか、その原因について明らかにすべきだと思いますが、その2点目をお願いします。

3点目は、この分譲地以外にこの会計、あるいは一般会計で取得をした分譲すべき土地が残っているのかどうか。残っているのであれば何カ所、何筆で結構ですから、合計の筆数をご報告をお願いします。

4点目は、この分譲地ではなくて、当初計画に緑地あるいは公園という形で申請をされました。それで、地区内を見ますと緑地及び公園が設定をされています。しかし、見るところによりますと、とてもやないが公園や緑地とは思えない。例えば、固有名詞は省きますが、水上バイク、それから現場ハウス、これが残ったままの、これは私が確認しているだけでももう6年ほど、置いたままになっていますし、つい最近、人権推進課が草刈りをされていて、草が刈られておりました。その草がまとめていました。その場所でも

まだ撤去されていません。もう1カ所のところはユンボ、現場ハウス、それから物干しざお、2筆にわたって、占有者が別だそうなんですけども、残ったままになっています。そういう点で、そういう後で言いました現場ハウスは分譲地のリストの中に入っているやつなんですけども、緑地および公園とされているところで、その目的以外に利用され、あるいは占有されているのを、私は黙認というように見ているわけですが、一向に改善していませんので、その土地は何カ所、何平米に当たるのかというのを4点にわたってお尋ねします。

○北川議長 人権主監。

○村田人権主監 まず、1点目でございます。

5 1カ所のうち、今現在14カ所が処理ができて、37カ所が残っていると。面積的には決算書の一番最後でございます、1万2,531.29平米というものでございます。

それから、2点目でございます。

土地がなぜ残ったのかというような問題でございますが、同対事業の最初の事業計画時に、まだ公共用地として計画したところが実際に動いていない部分がございます。確かにそういうところら辺の土地がかなりの面積ございます。それ以外にも分譲を予定しているんですが、分筆登記、公図混乱等による分筆登記等がまだ完了していないというところら辺での土地等がございます。ちょっと個々の面積は今現在ありませんので、そのあたりはお答えが、申しわけございませんができません。

3点目でございます。

5 1カ所以外にもそういうふうな土地があるのかということでございます。確かにあるとしかお答えできません。道路、緑地、もろもろの工事はしているんですが、そのときに十分な分筆登記等が、今現在も公図混乱等でできていない部分もございますので、その部分は随時、毎年地区内登記代金の中で、司法書士を頼んで、少しずつですができるところから分筆登記を進めて精算をしているというような状況でございます。

4点目で、緑地、公園等で、まだ、確かにご指摘のように、水上バイク等が置かれているというところも、職員で草刈りをしていて現実にあるわけでございます。公園なり緑地というのは、地元で管理を委託、当初からしておりますので、この部分がどのくらいあるかというのを、正直まだ把握はできていないという状況でございます。十分な説明になっていないかもわかりませんが、ご理解をお願いいたします。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 あまりにもその後の処理に手間取っている、また、手間取らざるを得ない、何らかの阻害要因がある。つまり、やろうと思ってもできない状

況がある。つまり根本的に解決せないかん問題があるわけで、その問題をやはり庁舎内で煮詰めて、その阻害要因を除去する努力をぜひする必要があると思うんです。

そこで、私は以前相談がありました逆のケース、つまり、代金を払っているのに自分の名義になっていないケースが長寺でありました。これは、当人の家族の方と私、山本町長の時代であります。行きました。それで、これはその後、幾つもの公図の変更をしなければならないということだったようですけども、調べてみますと、長寺の公図は、現在の建っている土地の公図とは大分違います。けども、この相談のあった具体的な事例で改善、60カ所ほどなぶらなあかんということだったと思いますけども、その改善がされたのかどうか、この点だけご報告願います。

○北川議長 人権主監。

○村田人権主監 ご指摘の長寺の部分につきましては、1カ所、その方の北側の部分の1カ所、面積的には10平米ほどを残して、それ以外はすべて処理ができて、登記済証等をお渡ししていると。本人さんとも一応そういうお話も、了解をしていただいたという状況でございます。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 最後ですが、その10平米残っているということで理解していいんですか。つまり、町有地のままの何カ所か残っていましたが、当人の名義にならないところがあって、遺産相続の準備をしようと思ったら、はたと私の、自分の土地ではなかったということで相談があったわけですけども、その10平米は町有地のまま残しているということで、それは今後改善の見通しが立つものですか。

○北川議長 人権主監。

○村田人権主監 今はまだ町有地で10平米、土地代はいただいているんですが、公図訂正がかなり難しい場所なので、今後とも努力はさせていただきます。ちょっといつその処理ができるかというめどが立たないという状況で、本人さんにも了解をしていただいたというような状況でございます。

○北川議長 ほかにありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から第9号までの9議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布しておきました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○北川議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

しばらく休憩をします。

(午後 2時55分 休憩)

(午後 3時15分 再開)

○北川議長 休憩前に引き続き、再開します。

続いてお諮りいたします。

日程第12 議案第38号から日程第14 議案第40号までの3議案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第38号 平成19年度甲良町一般会計補正予算(第2号)。

議案第39号 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

議案第40号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成19年9月4日。

甲良町長。

○北川議長 日程第12 議案第38号は総務課長、日程第13 議案第39号は会計管理者、日程第14 議案第40号については建設水道主監から順次説明を願います。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、平成19年度甲良町一般会計補正予算(第2号)でございます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,288万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を32億7,105万3,000円にお願いするものでございます。歳入歳出予算の補正については第1表 歳入歳出予算補正で、地方債の補正については第2表 地方債補正で説明をいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。1款 町税、補正額4,839万5,000円の減額、8款 地方特例交付金78万2,000円の減額、9款 地方交付税6,265万2,000円の増額、13款 国庫支出金691万8,000円の増額、14款 県支出金705万9,000円の増額、16款 繰入金2,600万円の減額、17款 繰越金6,264万4,000円の増

額、18款 諸収入203万円の増額、19款 町債324万4,000円の減額。歳入合計は、補正前予算額が32億817万1,000円に、補正額6,288万2,000円を追加いたしまして、補正後予算額を32億7,105万3,000円にお願いするものでございます。

歳出といたしまして、3ページでございます、1款 議会費、補正額8万7,000円の増額、2款 総務費5,070万3,000円の増額、3款 民生費2,060万1,000円の減額、4款 衛生費870万4,000円の増額、5款 労働費2万6,000円の増額、6款 農林水産業費2,399万5,000円の増額、7款 商工費1万2,000円の増額、8款 土木費1,043万1,000円の減額、9款 消防費220万8,000円の増額、10款 教育費542万9,000円の増額、12款 公債費75万円の増額、13款 諸支出金200万円の増額。歳出合計は歳入合計に同額でございます。

7ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正でございます。起債の目的、限度額について説明を申します。

地方特定道路整備事業債、補正前2,770万円、補正後2,500万円で、270万円の減額、防災基盤整備事業債、補正前1,890万円で、補正後ゼロ、かわりまして、消防車の更新でございます。施設整備事業債といたしまして、補正前ゼロで、今回970万円の計上、一般単独事業債といたしまして、同じく消防自動車で870万円の計上でございます。臨時財政対策債につきましては、補正前1億3,800万円、補正後が1億3,795万6,000円で、4万4,000円の減額となります。合計、補正前につきましては1億8,460万円から324万4,000円を減額いたしまして、補正後を1億8,135万6,000円にお願いするものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○北川議長 会計管理者。

○橋本会計管理者 それでは、議案第39号であります。平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてのご説明をさせていただきます。

今回、補正をお願いいたしますのは、3,950万3,000円の追加をお願いをいたしまして、歳入歳出それぞれ9億6,266万8,000円をお願いをするものでございます。内容につきましては、第1表で説明をさせていただきます。

1ページであります。

まず、歳入でございます。3款 国庫支出金であります、250万円を

追加をお願いしまして、2億8,924万1,000円に、5款 県支出金647万8,000円を追加いたしまして、6,014万1,000円に、8款 繰入金803万1,000円を追加いたしまして、9,593万2,000円に、9款 繰越金2,249万4,000円を追加いたしまして、2,249万6,000円に、歳入合計であります。補正前の額9億2,316万5,000円に3,950万3,000円を追加いたしまして、9億6,266万8,000円をお願いをするものであります。

歳出であります。1款 総務費1,368万円を追加しまして、4,556万円に、6款 保健施設費332万9,000円を追加しまして、1,139万9,000円に、8款 諸支出金1,266万6,000円を追加しまして、1,331万8,000円に、10款 予備費982万8,000円を追加しまして、992万6,000円に、歳出合計については歳入合計と同額でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○北川議長 続いて、建設水道主監。

○茶木建設水道主監 それでは、議案第40号 平成19年甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

第1条で、歳入歳出それぞれ200万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の合計を歳入歳出それぞれ6億1,297万7,000円とお願いするものでございます。説明につきましては、第1表でご説明を申し上げます。

1ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入でございます。2款 繰入金、補正額200万円を追加いたしまして、1億4,960万7,000円に、歳入合計、補正前の額6億1,097万7,000円、補正額200万円、補正後の額6億1,297万7,000円でございます。

2ページでございます。

歳出、1款 総務費、補正額200万円を追加いたしまして、9,169万9,000円に、歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議案となっております議案第38号から議案第40号までの3議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○北川議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第15 議案第41号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第41号 町道の認定について。

上記の議案を提出する。

平成19年9月4日。

甲良町長。

○北川議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道主監。

○茶木建設水道主監 議案第41号 町道認定について、お願いをするものでございまして、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の路線認定でございますが、これにつきましては、現道路線が新たに別ルートで道路改良事業によりまして新設したものでございまして、地元等の協議も行いまして、いったん路線を廃止いたしまして、新たに2路線を追加認定をし、また、新設された路線1路線を認定するものでございまして、廃止路線といたしまして、路線番号205番、路線名、長寺九条野線、延長1,007.9メートルでございます。廃止後から新たに認定するものは、366番、367番の路線番号でございまして、長寺西浦川上線、それと長寺九条野線でございまして、延長が205メートル、754メートルでございます。新設道路といたしまして、368番の路線番号で、法養寺上保田ヶ上線でございます。延長119メートルでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 廃止路線については、全協で根拠、理由が、説明がありましたので了解したというように思います。そこで、認定の道路ですが、366、376とも、最大が5メートル、最小が2.5、それから、もう一つの367については6.2メートル、最小が2.6というようになっています。随分開きがありますが、道路の認定というようになれば4メートルというように聞いていますが、その点での町道の認定という点では歩幅、幅員については制限がないと。道路としての認定というようになるのでしょうか。

○北川議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 道路認定につきましては、幅員に関係なく路線認定ができるものでございますので、ご理解願いたいと思います。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 それで、もう一つの368号についてですが、以前はどこの管理だということだったのかお尋ねするものです。といいますのは、地図を見ますと、墓地のところを通過してフタバヤさんのところに出てくる道路ですか。ちょうどこの墓地の横が、私どもが行っている残地の1つのリストの中に入っているものですから、北の部分、ここの地図でいいますと北の部分と、それから、その道路の南の部分については登記の区分が完了したというように見てよろしいでしょうか。それもクリアをした上での認定ということですか。よろしくをお願いします。

○北川議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 この路線につきましては、ちょっと登記の方につきましては、また人権主監の方でお願いするものでございますが、新たに道路建設がすべてされましたので、本町の方によって町費を追加いたしまして工事をされたものでございますので、管理上、町の方で認定をして、建設課の方でこの管理をしていくということになるものでございます。

○北川議長 人権主監。

○村田人権主監 ただいまの質問でございます。確かに51カ所の部分でございまして、一部、登記で幽霊地がございまして、登記は完了はしておりません。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 そしたら、現状として認定したということよろしいですか。

○北川議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 そのとおりです。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

賛成全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16 諮問第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成19年9月4日。

甲良町長。

○北川議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○山崎町長 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めるものでございます。

人権擁護委員法第6条第1項の規定による委員阪東祥久の任期満了に伴い、同法第6条第3項の定めるところにより、次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので意見を求めます。

記。

住所、犬上分甲良町大字下之郷1254番地。

氏名、阪東祥久。

生年月日、昭和17年3月8日。

再任でございます。よろしくお願いいたします。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての議会の意見は、適任者と認めることに決定いたしました。

次に、日程第 17 号 同意第 1 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 同意第 1 号 教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日。

甲良町長。

○北川議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○山崎町長 教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、犬上郡甲良町大字正楽寺 301 番地。

氏名、藤原新祐。

生年月日、昭和 19 年 5 月 27 日。

再任でございます。よろしく願いいたします。

地方自治法第 117 条の規定によりまして、藤原教育長の退場を求めます。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、質疑は終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、討論は終わります。

これより、同意第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第 1 号は同意することに決定いたしました。

議案審議が終わりましたので、藤原教育長の入場を求めます。

次に、日程第 18 号 同意第 2 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 同意第2号 教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成19年9月4日。

甲良町長。

○北川議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○山崎町長 教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

記。

住所、犬上郡甲良町大字小川原360番地。

氏名、日下和子。

生年月日、昭和34年8月1日。

日下和子氏については、現主任児童委員でございます。西学区の代表でございます。それと、現青少年町民育成会議の副会長として勤務をされております。主任児童委員として甲良西小学校児童および甲良中学校生徒の保護者への相談活動を日常的、かつ精力的にされております。町内各学校と民生委員による情報交換、研修など、児童委員として牽引的な役割を果たされております。上記2点の経歴から、教育委員としてその任務を遂行していただけるというように思っております。

そのほかに教育委員4名が男性委員でありまして、女性からの委員を優先選任したい、こういった理由によりまして、何よりも子育て、地域での子ども会活動等に強い関心を持っておられます。任期につきましては、前委員上田立子氏の残任期間、平成20年9月30日まででございます。よろしくお願いいたします。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

大野君。

○大野議員 賛成討論とします。

まず初めに、上田立子さん、本当に病気を押しながらも、いろんなどころに出てください、また、一生懸命教育委員に対して理解を求めて頑張ってきたところがございます。候補の中で女性が1人で、その1人が亡くなったということで、また、今回、女性の方ということで推せんしていただきました。

今、町長の言わはるとおり、教育行政にもそれなりに精通しているというようなことでございますので、紅一点として前任者のように頑張ってくださいますことをお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 同意1号とも共通して意見を述べさせていただいて、賛成討論とするものです。

昨今の教育委員会の業務は、非常に大変なところになっています。それは教育基本法の改悪に伴って、国家統制が非常に強まる、こういう状況の中で、教育予算については削減をする方向であります。そういう点では、非常に教育委員の方々の教育状況をめぐっても、子どもたちの教育状況をめぐっても、それそのものも非常に複雑であり、大変な状況の中での任務であります。

同時に、甲良町固有の同和問題の解決という点から見ても、公平な、公正な立場でぜひとも発言をし、また、貫いていただきたい。とりわけ5日から始まる人権講座、中央講座がありますが、そういう点では、全国を見渡しても、また、県内を見渡しても、教育委員会がこれに参画をするという、行政がここに加入をするという点でも非常に特別なものを感じるものであります。そういう点でも、その歪みを正し、偏りを正して、教育委員会の公平な仕事にあたっていただくことを切に希望をして、賛成討論とするものです。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第19 同意第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 同意第3号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成19年9月4日。

甲良町長。

○北川議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○山崎町長 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて説明いたします。

甲良町公平委員会委員のうち1名が任期満了となるため、次の者を選任することにつき、地方公務員法第9条第2項の規定により議会の同意を求める。記。

住所、犬上郡甲良町大字池寺600番地。

氏名、村西康次。

生年月日、昭和4年11月30日。

再任でございます。よろしくお願いいたします。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 起立多数であります。

よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

先ほどは不手際がございまして、同意案件、退席の件、おわびします。

これをもって、散会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 3時42分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 北 川 豊 昭

署 名 議 員 西 澤 伸 明

署 名 議 員 藤 堂 与三郎